

令和5年6月1日届出

図書館等公衆送信補償金関係業務の執行に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（以下「本人」という。）の補償金関係業務の執行にあたり、著作権法（以下「法」という。）第104条の10の5第1項の規定に基づき、所定の事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「図書館等公衆送信」とは、法第31条第2項（法第102条第1項において準用する場合を含む。）の規定により行われる公衆送信をいう。
- (2) 「補償金」とは、法第31条第5項（法第102条第1項において準用する場合を含む。）が規定する補償金及び第104条の10の2第1項の図書館等公衆送信補償金をいう。
- (3) 「共通目的事業」とは、法第104条の10の6第1項に規定する「著作権、出版権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」をいう。
- (4) 「共通目的基金」とは、著作権法施行令第60条に規定する「当該事業年度の前々年の事業年度において指定管理団体（法第104条の10の2第1項に規定する指定管理団体をいう。）に支払われた図書館等公衆送信補償金の総額から、当該図書館等公衆送信補償金のうち当該一の事業年度の前年の事業年度の末までに指定管理団体が権利者（同項に規定する権利者をいう。）に支払った額を控除した額」を基準とし、法第104条10の6第1項及び著作権法施行令第60条に規定する「図書館等公衆送信による著作物等の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて算出した」額をいう。

- (5) 「規程第3条補償金」とは、本法人の図書館等公衆送信補償金規程第3条に定める、著作物等の利用の実績に応じて支払う方法により支払われた補償金の額をいう。
 - (6) 「管理手数料」とは、補償金の収受及び分配に要する費用及び本法人の維持及び運営に要する費用に充てるものであり、本規程第7条第1項により定める額をいう。
 - (7) 「規程第3条補償金分配基金」とは、規程第3条補償金から当該事業年度に控除すべき共通目的基金及び管理手数料を控除した額をいう。
 - (8) 「分配資金」とは、本法人が補償金として分配する資金をいう。この分配資金は、規程第3条補償金分配基金からなる。
 - (9) 「利用報告」とは、本法人が、特定図書館等から受領した著作物等の利用実績に係る報告をいう。
 - (10) 「利用者等」とは、利用報告に記載される図書館等公衆送信を受信した者をいう。
 - (11) 「分配資料」とは、本法人が、著作物等毎に分配に必要な権利に関する情報を整備した資料をいう。
- 2 本規程に特に定めがある場合を除き、本規程における用語は、法又は図書館等公衆送信補償金規程と同じ意味で用いるものとする。

(分配事務)

第3条 分配資金の権利者への分配は、原則として本法人が行う。

(補償金の分配等)

- 第4条 本法人は、規程第3条補償金基金の分配を、特定図書館等から受領した利用報告を基に整備する分配資料により行う。
- 2 規程第3条補償金分配基金の分配については、利用ごとに、当該利用に係る規程第3条補償金分配基金への繰入額を利用頁数で除した額並びに当該利用各頁内に存在する著作物の数に基づき決定するものとし、その具体的方法については別途定めるものとする。
 - 3 連絡先不明の場合の取扱いは、本規程第8条による。

- 4 本法人の分配に用いる権利関係は、利用のあった事業年度の末日のものとする。
- 5 権利者が補償金を受け取らない旨の意思表示をした場合の当該権利者宛分配金は、共通目的基金へ組み入れられる。

(預金利息の取扱い)

第5条 本法人が收受した補償金を分配するまでの間に生じた預金利息は、規程
第3条補償金分配基金に組み入れられる。

(規程第3条補償金分配基金の分配限度額)

第6条 規程第3条補償金分配基金のうち本法人が分配できる分配額の上限（以下「分配限度額」という。）は、規程第3条補償金の額から当該事業年度に控除すべき管理手数料を控除した額とする。

(管理手数料)

第7条 管理手数料率は、本法人が受領する補償金総額の20%の範囲内において、本法人理事会が定めた率とする。

(連絡先不明の場合の取扱い)

第8条 分配資料において、権利者が判明しているにもかかわらず、連絡先不明のため権利者と連絡することができない場合、本法人は、当該権利者の分配に係る著作物等の題号その他の権利者に関する情報を、本法人が定める書式によりすみやかに作成しなければならない。

- 2 前項の書式を作成した場合、本法人は、当該権利者の連絡先情報を求める旨を本法人のウェブサイトに掲載する。
- 3 本条第2項の掲載期間は、掲載を開始したときから10年間とする。

(共通目的事業のための支出)

第9条 共通目的事業については、有識者委員会により検討を行い、共通目的基金より支出するものとする。

(情報公開)

第10条 本法人は次に掲げる事項を遅滞なく本法人のウェブサイト上で公開する。

- (1) 本規程（定めたとき、又は変更したとき）
- (2) 補償金の額及びその算定の基礎となる事項
- (3) 管理手数料率及びその根拠（定めたとき、又は変更したとき）
- (4) 管理手数料の額を含む分配の収支に関する報告書（事業年度終了後 3か月以内）

（実施細則）

第11条 本規程に定めるもののほか、実施するために必要な事項は、本法人理事会が決定する細則で定める。

附則

（実施期日）

本規程は、令和 5 年 6 月 1 日から実施する。